

告 示

埼玉県告示第千七百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社虹彩
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市荒幡百三十一―五
- 三 事業所の名称
虹の彩ケアセンター
- 四 事業所の所在地
埼玉県所沢市荒幡百三十一―五
- 五 介護保険事業所番号
一七二五〇三一〇
- 六 サービスの種類
訪問介護及び介護予防訪問介護
- 七 指定取消処分年月日
平成二十九年九月十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）
平成二十九年十月一日